

(様式 3 - 1)

自動販売機の設置に係る提案書

(6 号機)

徳島県立池田高等学校長 (三好校) 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

(1) 教育財産への自動販売機の設置者

(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料 (定額) 及び販売品目

物件番号	貸 付 場 所		
6 号機	徳島県三好市池田町州津大深田 7 2 0 番 徳島県立池田高等学校 (三好校) 南棟校舎西側屋外		
	貸付面積	基準貸付料 (定額)	販売品目
	平方メートル	年額 円	
	そ の 他		

2 機器仕様の確認欄 (「判定」欄には記入しないこと)

(1) 品名及び台数 自動販売機 1 台

(2) 応募機器の型番 (メーカーカタログを添付)

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本 体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(6 号機)

項目	条件	対応の 可 否	カタログ ページ	判定
大 き さ	転倒防止措置のための器具等も含めて貸付面積以内であること (本体 W130cm×D90cm×H190cm 以内)			
環 境 対 策	HC (炭化水素)、又は、CO2 (二酸化炭素)、もしくは、HFO (1234yf) を冷媒として採用していること			
安 全 対 策	「自動販売機の据付基準 (JIS 規格)」、「自動販売機据付基準 (2008 年 4 月日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料 連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」 を遵守すること			
	「食品、添加物等の規格基準 (食品衛生法)」「自動販売機の 食品衛生に関する自主的取扱要領 (業界自主基準)」を遵守し 衛生管理に万全を尽くすこと			
設 置 と 運 営 管 理	設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補 充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと			
	設置者が、保守業務を随時行い、適正な維持管理に努めるほか、 故障時には迅速に対応すること			
	問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応する こと。故障時等の連絡先を明記すること			
販 売 商 品 の 種 類	食品 (パン・栄養補助食品等) の販売とすること (酒類を除く飲 料を含むことも可能) ただし、紙コップ飲料、麺類、菓子類は不可とする			
	標準販売価格以下で販売すること			
	利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、極力バラエティーに富 んだ品揃えとすること			
	商品の補充については、十分に余裕を持った計画を立て、でき るだけ品切れの状態が続かないよう考慮すること			
消 費 電 力	電圧 100 ボルトで、電力は 1、500 ワット以下、 電流は 15 アンペア以下とすること			